

原敬の山東半島還付構想

——パリにおけるウィルソンの誤解——

山 腰 敏 寛

はじめに

山東半島は第一次世界大戦に際して、青島の攻略などを経て日本軍が占領し、そこには多くの日本の資産が形成されつつあった。鉱物資源もあり、また山東鉄道（中国では膠済鉄道というが、本稿の地の文では山東鉄道とする）があり、さながら東北地方の南満州鉄道における活動・営業を目指す如き計画もあり、後年の「満州国」に先んじるかの種々のプランが日本の軍民関係者の中にはあった。本格的な領土化が確かに目指されていた。また山東鉄道を介しては青島に大規模に造成された日本人塩田から中国内地へ塩が運ばれ、中国政府の財政に大きな打撃も与えていた。この密売塩は日本軍庇護のもと中国の官憲も手が出せない状態でもあった。しかるに、塩業関係者の表現を借りれば「晴天の霹靂」のごとく、ワシントン会議において中国へ返還されることが決まり、塩業関係者のは驚いたのである（渡辺惇 2002）。塩業関係者ばかりではない、現地の関係者やその他山東半島を日本の大陸進出の足場としようという構想を持っていた軍人も驚いたことであろう。しかし、日中間の大きな問題となっていた山東半島問題が中国へと返還されるという形で解決したのは、かなり日本側の構想が与って力があったのでは本稿では敢えて論ずることとする。

本稿の要諦をいえば、原敬は首相として早くから山東半島は中国に返還すべきであると考え、このことについて一貫性をもって行動しそれはワシントン会議にまで多大な影響を与えたのであるということである。

第1節 原敬の大隈重信批判と山東還付構想

原敬は大隈重信政権が行った青島攻略・山東半島占領と21カ条要求について批判的であった。それは在野当時（最大多数の政友会の総裁にして野党党首の時代）と首相となってからも変わりはない。在野の当時に原敬は大隈重信の21カ条要求に対し不信任案を提出しその趣旨説明として厳しく弾劾した演説をしている。

……対支問題に付ては……21箇条の請求を本年の1月中旬に致して、爾來數箇月の談判を重

ねて居る。……此の談判をするに時を費やし、兵を出し、甚だしきは居留民の損害を顧みずして其引揚を内命じ……日本の決意を示した……この決意を示しながら修正に修正を重ねたと云うことは、是は尋常一様の外交の談判の状況ではなかった。……又膠州湾還付声明の如きも何事である [か？ 注：原敬自身は大隈重信には山東半島を返すつもりは毫もなく嘘偽りと分析していた]。此声明に依って喜ぶべきはずの支那が一向に喜びも致さぬ。……列国に対するところの関係を見るに、支那に此談判を開くに先ち友邦に通牒を致した……然らば何故にその一部を示さずにあったのであるか……隠蔽致したが故に、各国は如何なる感情を有ったか。……各国の猜疑心は一層深さを見るは当然のことである……是れ外交よろしき得たる事柄であろうや……支那の上下日本に対して反感を懐いて、日貨排斥等も起こった……満蒙に関する日本の優越権は、支那に於ても、列国に於ても、認める所である。又日独開戦の結果として山東省に関することも又当然のことである。是等の事は斯の如き騒動をいたして世界を聳動いたさずとも、親善の道を努めて居ったならば、出来得ることである……世間では此外交の失態について……甚だ遺憾に感じている。……此度の事件は親善なるべき支那の反感を買い、又親善なる列国の誤解を招いた。……将来日本が如何なる位置に立つてありましょう。……如何なる強国と雖も、列国の間に孤立することは出来ぬ……少しく国家を思う者は此境遇を脱するの考えを致さなければならぬ。……此境遇を脱し将来の累を免れんとするには……他に名案良案有るものにあらず、内閣其人を更えて局面を改むるの外致し方がない。（衆議院における弾劾演説1915年6月3日『帝国議會雄弁史』pp. 220-9）

「山東省に関することも又当然」とある件は従来のな解釈で読み飛ばせば、原敬も山東半島の占領を肯定しているかのごとく見える。しかし、1914年1915年当時の『原敬日記』を見ると原敬は青島攻略時から批判的であり、憂えていた。「満蒙」に言及しているのは原敬は「山東省に関すること」で日本が求めるべきは徒に隣国中国の敵対心を刺激するようなことであってはならず満蒙におけるが如き優越権的な権利を認めてもらうだけでよいと考えていた（「暗殺当日に於る原首相の支那談」参照）。原敬は大隈重信の中国外交と21カ条要求が首尾一貫せずあまりにも拙劣であると批判した。対中国のみならず、欧米各国が驚き呆れさらには日本に対する不信感を持ったことを悔やんでいた。このような主張をした原敬の経歴にも着目すべきである。ある時期の原敬は帝国主義政策の外交政策のただ中にいた人物である。彼は清仏戦争時には、天津領事として、天津条約の締結を目の当たりにしている。原敬の記念館には、原敬が筆記した天津条約が展示されている。また、清仏戦争においては、フランスは本国から離れた地で侵略戦争をした訳であるが、補給地としての日本をあてにもしており日本はその期待に応えたのである。丁度その頃というのは日本も甲申事変で朝鮮半島で事を構えていた時期であり、フランスは日本の支援をあてにしたこともあり、日本の朝鮮半島における行動を支持したのである。戦時中の行動と判断が戦後にどのような形で報いられるかを清仏戦争（その時にはフランスに感謝されたのであるが）の経験を本に予想できたためであろう。原敬は陸奥宗光に厚く信頼された外務次官でもあった。単なる道義的な観点からの主張でも思いつきでもなく、外交の実際を知り尽くしたが故の現実的な認識に立った主張であったのだろう。野党党首として首相を攻撃しようとしただけの機会主義者であれば首相となった時点で軍部の反発必至のこの考えを引っ込めたであろう。

首相になっても大隈重信の「失政」に対する懸念はやまなかった。原敬は首相（就任は1918年9月29日）となってドイツが休戦協定に調印した（同年11月11日）直後、山東半島を中国に返還するという方針決定した。まず、外交調査会における決定を行った。外交調査会とは臨時外交調査委員会ともいう。寺内内閣が大戦中に講和会議に臨むことを想定して、国論を統一しようとしてつくったものである。これは外交に関する最高の審議機関を設置して天皇が判断するさいの参考になる資料を提供すべくつくられたものである（1917年6月5日）。首相を総裁とし、外務大臣が幹事長、委員は政党の総裁（加藤高明は断った）、國務大臣礼遇者らで構成された（牧野『回顧録』pp. 143-4）。

……午後3時より外交調査会を官邸に開らき米国大統領の唱道せし14カ条に付帝国政府の意見を協議内定し、尚ほ青島問題及び南洋諸島問題に付ては特別委員を作りて調査しては如何と平田の發議により、伊東、牧野と外務次官の三人となし之に外相を加えて原案を作成する事となせり。

此の會議に於て青島を支那に返附する事（独逸より我に収めたる後）に決したり。従來の処置は或いは返還するが如く或いは領有せんとするが如き態度なりしも、既に支那に宣言し、また米国にも宣言したる行掛もあるにつき、明瞭に返附に決定しては如何と余より相談せしに各員一致其事に決したり。（下線部筆者、『原敬日記』1918年11月19日付9巻 pp. 87-8）

原敬はこのように1918年11月19日に首相として「青島」を中国に返還すると自らが發議したと記す。ここでは青島となっているが、これは（その核となる青島を返還することにより）山東半島を中国に主権上完全還付するという意味である。原敬自身も大隈に対する弾劾演説時に山東半島を戦争の結果であり当然としていたのであるが、それを改めやはり返すべきであると意を決したのである。そのような判断をするに至ったのはウィルソンが提唱した14項目を逐条検討してそう決したのである。これは日本が出した要求の中に根拠が薄弱なものがあり講和会議で醜態をさらすことを懸念したからでもあった。

後の展開上重要となるのは、外交調査会内に特別委員を構成したとあり、そこに掲げられている名前である。牧野伸顕は外交調査会の構成員（委員）であったが、外務次官は幣原喜重郎であった（1919年秋に駐米大使に赴任）。この二人は原内閣における山東問題の専門家なのである。パリで半ばを達成したのが牧野伸顕であり、ワシントン会議で活躍したのが幣原喜重郎である。この決定は、更に閣議決定に回される。

閣議を官舎に開きたり、外交調査会に於て内定せし講和會議に際し我主張として青島を独逸より掌握し更に支那に還附する事に決したり。此事は既定の事実なるに似たるも其の経過を見るに我より地中海に艦隊派遣の時、南洋諸島の占有を英国に於て支持するの言質を求め、英国承諾の際青島を占有するも異議なきことの言質を得たることあると又他には兵力を以て独逸よりとりたる已上（支那に還附の目的を以て我国に引渡せとの最後通牒を独逸にて承諾せざる結果）之を占有して可なりなどの議論をなす者あるにより此事を閣議にて決定せしなり。（『原敬日記』大正7年11月22日付9巻 p. 91）

この時点で、外交調査会と閣議という二つの重要な意思決定機関で国の方針として山東半島返還が決定されている。

さて、パリ講和会議であるが日本文で読みやすい資料となると、牧野伸顕関係のものが二つある。一つは『回顧録』に収める講和会議についての記述である（講和会議の部分は女婿の吉田茂が牧野の『松濤閑談』から該当部分を補ったもの）。また、『原敬日記』には彼がパリ講和会議から帰って来て、一日おいて1919年9月13日に内閣に行った報告が載せられている（『原敬日記』同日付第8巻 pp. 323-9）。そこにみられる山東問題をめぐる中国との交渉は次のようなものである。

……支那委員陸徵祥は……日支提携の趣旨を失わざりしも会議に臨むにあたりて支那委員などは態度一変して全く我を敵とするに至りて盛んに宣伝などを為したるに因り最初は懐柔の意思にて接触を求めたる事もあれど後は無益のこととして差し止めたり、聞けば陸は全く無勢力となり、顧維鈞、王正廷等専横を極めたる如し……（『原敬日記』1919年9月13日付8巻 pp. 326-7）

当初は、友好的であった中国代表が突如敵対的となり、顧維鈞、王正廷は Young China と言われ、その巧みな英語術と山東半島は中国人にとっての聖地であるとの巧みなアピールは各国代表の注目を浴びたものであるが、これは必然的に反日という論鋒を伴った。牧野はそのような顧維鈞・王正廷の活動には戸惑ったであろうが、やがて中国側との「接触」を「無益のことと差し止めた」とある。これは彼個人ではなく日本全権代表団がある時点で、関わろうとしなかったということである。牧野はウィルソンに4月22日には中国代表と論争するつもりはないと語っている。

『原敬日記』はパリの動静には当初あまり触れていない。パリ講和会議事時の出来事として原敬の即時的な反応が記されているのは寧ろ朝鮮半島に於ける三一運動の記述である。紙数がないので『原敬日記』には、併合・合邦後の不満を聞き取り、総督に文官をとという方針もでて、文化政策への転換を図ったと記すにとどめておく。

第2節 「帝国の最終方針」の訓令

さて、パリ講和会議に臨んだ中国代表団の中の Young China であるが、彼等は巧みな英語力を日本を批判してやまなかった。日本との交渉において、日本側の山東半島は日本の手を介してではあるが中国に返還すると主張していることを理解できなかったのであろうか。実は、日本側の主張を顧維鈞などは聞いて理解はしていた。顧維鈞は以下のように述べている。「パリ和会中、交渉を経て（訳注：「交渉を経て」ではなく日本の当初からの構想であった）、一兩年の内に青島と租界地を中国に返すと答えていた（在巴黎和会中、経過談判、日本答應在一兩年内將青島和租借地歸還中国）」顧維鈞は中国の政局により、中国代表団はそのような「権宜」的な妥協を信じることができなかつたとする（『顧維鈞回憶録』 p. 225）。顧維鈞は日本の山東半島は（ドイツから譲り受けての後）中国へと返還するという主張を理解していた。理解していた上で信用し切ることができず、

ドイツから中国への直接返還にこだわったのである。巧みな英語力と颯爽とした Young China は各国代表から注目され、宣伝外交も展開しとりわけ米代表団に大きな影響を与えていた。

川島真は『中国近代外交の形成』でパリに於ける中国代表団が行った打ち合わせ会議の記録に即してこの時期も扱っている（川島 2004: pp. 254-9）。4月初めから山東問題が議題となった。顧維鈞の側からすればアメリカの反応は芳しくなくイタリアから「同情」という言葉を得ただけだったという。

しかし、米国の代表団内においては4月10日に山東半島を中国へ直接返還させるという方針が固まり、ランシングは4月15日の五大国外相会議において、「放棄された領土」を処分する委員会を組織するという条項を講和条約に記入し、膠州湾租借地をこの委員会にゆだねる案を提案している（服部 2001: p. 36）。

このように、五大国という力を借りて、ドイツから中国へと山東半島の直接還付を受けるとする中国側の動きはかなり奏効していたと言えよう。このような情勢にある訓令が日本から発せられる。結果としてこれがウィルソンを屈服させることになった原敬が発した訓令である。

午後3時より外交調査会を官邸に開らく、内田外相より講和会議の状況を報告し……、又青島還附に付ては支那側の運動によりて直接独逸より還附を受けんと主張或は多数とならんとするの虞あるに因り同島は我武力によりて占領し、又日支条約は支那が参戦前に締結したるものなるに因り絶対到我主張を貫徹せしめざるべからず、萬一多数を容れざる場合には聯盟条約に調印せずして訓令を乞うべしと強固なる訓令を我が全権に送附する事となし直ちに発送の手續きをなせり。（『原敬日記』大正8年4月21日付8巻 p. 199, 下線部筆者）

これによって出された訓令の結果、ウィルソン大統領は4月30日に中国代表の主張と日本が国際連盟の構想から脱落することを天秤に掛け、日本の主張を認めることになった（とされる）。ところで、日記のこの部分の記述は中国側に「還付」という『原敬日記』の以前の（前年11月の外交調査会と閣議決定の）記述と齟齬を来しているかのように見える。しかし、齟齬はないのである。外交調査会の決定に基づいて出された実際の訓令は以下のようになっている。

……青島の処分に関する帝国の方針は曩に講126号電往電にて申進したる通り無償無条件にて独逸より獲得したる上日支協約の条文に従ひ之を支那に還附するに在り右は帝国政府最終の決定にして何等の変更を許さざる次第なるに付若し右主張にして其儘貫徹せざるか又は国際連盟に委任管理の制を青島に関する我要求事項に適用せらるるがごとき場合には国際連盟規約に調印することを見合され直ちに請訓せられ度……（『日本外交文書』大正8年「巴里講和会議」「214」 p. 242 下線部筆者）。

ここでは最悪の場合国際連盟規約への調印を拒否してまでも帝国の方針を貫くように要望している。この訓令にこめられた決意にパリの代表団の牧野も驚いて確認をとっている。講和条約は一括した条約となるので、「国際連盟規約への調印」拒否は、講和条約調印拒否となりますがと確認をした（『日本外交文書』大正8年「巴里講和会議」「217」 pp. 243-4）。しかし、訓令の前段はやは

り「日支協約の条文に従ひ之を支那に還附するに在り」とある。中国へ返還することを前提とした交渉をするとの内容でもあり、交渉方針は何ら変わっていないのである。この様に見ると、強硬なこの訓令は、最終的には中国に「還附」するものの、山東半島を直接ドイツから中国へ引き渡すということについては断乎として反対するという意味の訓令であったことが判る。中国へ返還するが、それは日本を経てという手順についてのこだわりであった。詰まり、このような判断が外交調査会でた段階の4月21日の時点でも、パリ講和会議の動向と連動して外交交渉により日本を経てではあるが中国側へ速やかに山東半島が返還されることは可能性としてあったのである。

この一見強硬とも見える訓令はどのような意識でだされたものであろうか。ここで、1915年と1918年の条約について説明をしておく。1915年5月25日に21カ条要求を背景として日中間で結ばれた山東省に関する条約があり、更に1918年9月に済南 - 順徳間鉄道と高密 - 徐州間鉄道を日本の借款によって建設する交換公文が交換されていた（服部 2001 : p. 36）。「1915年と1918年の条約」とはこの条約と取り決めのことである。中国側とウィルソンにとってこの二つの取り決めは、日本が中国を支配をしていくための取り決めとの認識なのであろう（特に1915年の条約が）。実際このような、条約をつかって他国に勢力を拡大していったのが帝国主義政策だった。しかし、原敬の構想の下この二つの取り決めは、違うニュアンスを持つようになっている。ここで注意しなければならないのは1915年の21カ条要求に基づいて結ばれた条約は文言として中国に返還するものであるとの前提で記されているのである。1915年の条約と同時に交換された交換公文には条件をつけてはあるが、中国へ膠州湾を返還することが明記されており（服部 2001 : p. 36）、これらの文言が「既に支那に宣言し」との原敬の判断の根拠にもなっていた（『原敬日記』1918年11月19日付9巻 p. 88）。中国への山東半島もしくは租借地膠州湾を返還するにあたっては、そのような日本がした経済的な負担が水泡に帰すことは避けるべく返還交渉をしなければならないと具体的に山東半島を返還する手順を考えてこそその強硬さであったのである。この二つの条約と公文交換を足場として日本外交を立て直そうというのが原敬の構想であった。日本側は日中間にも成立している条約があるのに、それを無視するなどと言うことが許されるのかと反発したのである。外交の世界で生きてきた原敬としては成約となった条約を無視せんとする動向については言語道断であったのだろう。ただし、条約として成立していながらも、日中関係をこじらせている21カ条要求については原敬と幣原喜重郎は知恵を絞り、「緩和」し、日本側が主体的放棄していくのである（後述）。また山東半島には多くの日本の資産が形成されてもいた。無条件に中国側に引き渡されるとなると、経済的な損失を被ることが懸念された。山東半島は中国に返還することは当然のことであるが、経済的な不利益を日本側が被ることを最小限度とする交渉の場は確保したいと考えてのことであったのだろう。ワシントン会議の結果（本稿はパリ講和会議とワシントン会議を連動してとらえるし、そう見るべきである）を見ればそう多くを決して当時の日本の外交当事者が考えていたわけではない。

第3節 パリに於ける折衝 その1

この訓令はパリ講和会議の日本代表団に伝わった。しかし、このような「中国に還付する」ことを「帝国政府最終の決定」とする訓令があつて何故、五四運動がおこり、日本が山東半島をパリ講和会議に於いて奪つたとされるのであろうか。パリの日本全権代表はこの訓令に忠実に基づいて行動したのであろうか。実際、この訓令を受けたパリの珍田と牧野伸顕（全権は西園寺公望であつたが事実上牧野が全権代表のように動いた）は中国に返還するのだという帝国の方針に従つて行動したのである。牧野は既に見たように外交調査会の構成委員でありさらにこの問題の専門委員会の委員でもあつた。牧野は原敬の意図と方針は諒解していた。ただ、柔軟性に欠けたようである。

この非常な決意を込めた電文が發送されようとしていた4月21日に牧野と珍田はウィルソン大統領に会っている。その報告の電文は『日本外交文書』の3頁も占める内容で縷々説明している。ここでも山東半島は中国に返還し、山東鉄道も日中の合併すると説明した。その合併も起点たる青島が中国に返還される以上、ドイツが敷設して以来の「租借地ノ延長」とは異なるものになると理解を求めている（『日本外交文書』「巴里講和会議」pp. 244-7「218」、特にp. 246）。その他陸徴祥外交部長が親日的であつたのに、パリでの中国代表団の豹変ぶりに驚いていると伝えている。山東問題についてはウィルソンにも明確に日本は中国に山東半島を返すと説明している。この報告は4月22日づけで發電されている。日本は山東半島に於けるドイツ權益は中国に返還し、日本のかかわりは鉄道経営などの純粹の経済的なものに限定するものであるとウィルソンに説明したことも確認できる。筆者として興味深いのは、ウィルソンとの長時間の会見を振り返つてランシングと彼に近いジャーナリストのことを言及していることである。日本に対する偏見に満ちた政治家とジャーナリストがパリ講和会議の山東問題決定の動向に悪影響を与えたと思われる。

……果たして宣戦による条約消滅説を仄めかし居る法律家出身の「ランシング」の殊に支那側プロパガンダに奔走せる英米記者達其他の有志と連絡有り支那最良の傾向有る同人をして其説を変ぜしむる程大統領が此会見に於て主張を首肯せりとは考へられざるも我方の論拠を了解せしめ事実上の「インフォメーション」を与ふことを得たりと思はる……（『日本外交文書』「巴里講和会議」「218」）

このような記述を牧野が公電で報告で送るとするのは米国國務長官ランシングによほど目立った言動があつたからであろう。具体的には4月15日の五大国外相会議において行った膠州湾を委員に委ねようとの發議（服部 2001:p. 37）であるだろう。

翌日の4月22日に、三巨頭は朝に日本代表の牧野・珍田に会い、夕刻には中国代表の顧維鈞を招いた。双方の意見を聞いた。三巨頭は日本の牧野と珍田に説得を試みる。牧野と珍田が三巨頭とやりとりを行ったのは午前のことで場所はホテル・クリオンの鷹の間であつた。クレマンソーは山東半島を委任統治制にと提案したが、牧野が拒否し、珍田が日中間に決定的な条約があると

補足する（NHK 1986：p.167）。継いで、ウィルソンが「五大国が山東権益をドイツから没収する為のものであった」と捉えることとしよう提案したのであるが、これには「国民の断じて容認する能は」ざるところであると反論した。この日の早朝、米国経由で「変更の余地なき旨回訓」が届いている。いざとなれば国際連盟規約への調印拒否という指示はもう届いていた。本国からの訓令はこの4月22日に珍田全権が「首相会談」において告げた。この日の午前の会合の最後に、ウィルソンは中国代表に会うと牧野に告げる。

「私たちは、中国の代表とも会わなくてはなりません。日本もそれに立ち会いますか」

……

「私たちはもはや、彼らと論争しようとは思いません。お断りします（NHK：p.168）」

ところで『ドキュメント昭和 1 ベルサイユの日章旗』は驚くべき謬見に満ちた書であり（筆者がこれを本論考で利用するのは地方在住による）この会談の背景説明の記述も酷いものである。NHK取材班は通訳にあたったマントウ教授の通訳メモにしたがって記している。メモに従っているとと思われるところは信用するにしても全般については注意が必要であるし、誤訳も実は懸念される。例えば、筆者が先に掲げた、「右は帝国政府最終の決定にして」との資料を、「右」は「山東要求」は譲れぬ事とする表現にしている。この文言自体「山東半島還付についての日本の要求」とすると誤りではない、しかしNHK取材班の記述は日本が山東半島「支配を求めている」としている内容であり、誤読であり誤記である。原文のこの直前は「日支協約の条文に従ひ之を支那に還附」との文言なのである。中国に返すことも前提とする帝国の方針はまだ生きていた（それはワシントン会議までの一貫して政策であった）。同22日夕刻4時30分から三巨頭は顧維鈞と会って中国側の意見も聴取している（NHK 1986：pp.168-70, Wood1922：pp.112-3）。

4月22日と23日の四国会議に招かれた顧維鈞と陸徵祥であったが、四大国は日本の立場に共感していたとする（川島 2004：p.254）。4月23日に中国側は山東問題解決のための四カ条を書面で提案した（川島 2004：p.255, Wood1922：p.115）。

- (1) 山東権益を中華民国に返還する前に一時的に五大国が預かる。
- (2) 日本は対独講和条約締結後、1年以内に中華民国に山東権益を返還する。
- (3) 中華民国は日本の膠州湾での対独戦争にかかる軍事費を重視し、中華民国としても経費を負担する用意がある。
- (4) 膠州湾を商埠（開港場）とする必要があれば一部を「新約」国民のための特別区とする用意があるなど（川島真 2004：p.255, Wood 1922：p.115）。

第2項目に着目すると一見日本が望むことが記されているように見える。このような文言となって出てきたことは、中国側が日本代表の主張を踏まえたものと思われる。中国代表としては最大限の譲歩をしたつもりの内容であったであろう。Wood著では“compromise settlement”としている。中国代表団の中でも、これで日本を介して山東半島が返還されるという観測もでた（Wood 1922：p.115）。しかし、これは受け入れられなかったという（川島 2004：p.255）。中国側に

してみれば、ここまで譲歩して出したことが受け入れられないことを理不尽と思っただろう。「返す」というのはやはり嘘だとする根拠を形成したものであろう。

しかし、第2項目のような内容がありながら、何故これが「受け入れられなかった」のだろう。この時点では日中両国の代表は没交渉であり、三大国が介在したメッセージのやりとりであったと思われるが。第1項目の「五大国」が預かるということ自体初出ではなく、そのような方針がでたことについて調印拒否をしてもよいとの「帝国の最終方針」との訓令が日本から発せられたのである。次に第2項目であるが、これは明確に1年で返還と時期を区切っている。日本が1-2年で返すとしているのであるから日本も言及した1年という期限でとのつもりであろう。しかし、第2項目の英文による規定は日本側には交渉の余地もなく自動的に中国へ（日本人の財産を守る交渉もできずに）返還される手順となると理解される。実際、英文で見るとはかなり強力にそれを規定している（……and that Japan should engage to evacuate Shantung entirely within one year after the signing of the Peace Treaty. Wood: p. 115）。“should engage”, “evacuate Shantung entirely”, “within one year”とこれは合意してしまえば唯々諾々と時間経過も特定されて従わなければならない内容である。このように、第1項目と第2項目を総合的に見ると同列であるべき戦勝国側の一方の国から、他方の国への要望としてもかなり一方的である。中国側はこれで妥協だと思ったのだろう。しかし、妥協だといって時間スケジュールが一方的に決まった内容を突きつけられたら拒否は必至であろう。実際に、順調に協議が進んだと言えるワシントン会議後の山東半島返還でもほぼ一年かかっている（1922年2月6日会議の終了、同年12月10日に返還）。筆者としては第1項目と第2項目の内容が、五大国（これは米英仏伊に日本のこと）が預かるということではなく、英米仏の監視の下飽くまでも日本がドイツから獲得する山東半島権益の中国への返還を迅速に行うという内容であれば、客観的には、牧野は交渉せざるをえない条件となったのではないかと考える（それでも牧野は中国側と交渉することは拒絶したかもしれないが）。

起案した側が気付かない相手方にとっては重大事となることを理解し、双方から埋めることができる溝ならそれを埋めていくということが外交のすべき作業であるはずだが、牧野はこの前日の22日に、中国側と論争する気はないとウィルソンに語っている。帰国後の報告でも、代表団全体に中国側との接触を禁止したともしている。日本側と中国側の意思の疎通はできなくなっていた。中国側も日本は中国に返すつもりであるのだから、日本側が妥協するのは難事ではない、ましてや米英仏（伊）の後押しがあれば日本にいうことをきかせることはできると思ったのかも知れない。

牧野としてパリに於ける中国代表団との論争が不毛であると思ったのであれば、日本の全権代表団としてパリですべきことはドイツとの講和条約を成立させ調印することであっただろう。所詮中国には返還するのであるから、講和会議にいる口うるさい中国代表団と没交渉となってもよいというのが現実的な判断であったかも知れない。しかし、そうなる何ともしもウィルソンを納得させるだけの工作は必要であった。

4月24日にはウィルソンのもとに英米仏の極東問題の専門家が集まって協議し意見具申した。1915年の日中条約によるよりはドイツ利権を日本にやった方がよいだろうという議論もでたが、いずれの選択肢も不可とする米国代表団の國務省の極東部長ウィリアムズ（教授）の反対はイギリスの専門家の賛同を得たとのことである。このウィリアムズはパリでの交渉を複雑にした男と

この後駐米大使になった幣原は報告している（服部 2006:p.54）。アメリカの代表団の中で、日本の中国へ返還しようという意図が理解されていず、更に中国よりの人物に決定的なことを言われている。しかも Wood によれば、中国代表団のなかにも、日本を介して帰ってくるのではという観測すらあったのに、そう信じない「中国通」がアメリカ代表団のなかにランシングやウィリアムズらがいたのである（Wood:115-6）。その後のことであろう、NHK 取材班によれば、英首相ロイド＝ジョージは中国にとって有利な条件を確保できないかとバルフォアをして牧野と接触をもたせたことになったという（NHK 1986:172）。

NHK 取材班は同日26日に英国の外相バルフォアに招かれ牧野と珍田が訪れたとする。午前のことである。『日本外交文書』はバルフォアとの話が報告されている。

……牧野全権は大体22日首相會議に於て述べたと同様の趣旨にて本件に就ては日支間に1915年の條約を締結し更に支那の宣戰後1年即ち1918年右條約を補足として取極公文を交換し一切の点明瞭に規定せられ居り今や只此の條約を履行せむとするに止まり何等の疑義も故障もなき事件なり而して右條文は公布せられ日本國民は此等規定の手續方法に依りて本件が決定せらるべきを確信期待せり。此故に日本は其要求通本件の解決を得るは必然なりと信じ飽迄之を主張するものなることを言明したるに「バルフォア」は……支那に直接還附する事は日本國民の名譽と威嚴を損する重大問題なりと言ふに帰着せずやと尋ねたるを以て然りと答へたり。……山東問題に関する限り日支間の條約及取決の一項をも変更するを許さずと斷言したり。……（『日本外交文書』大正8年「巴里講和會議」「223」下線部筆者）

牧野はバルフォアの説得に成功する。日本の手を経ずに、中国に直接返還することが「日本國民の名譽と威嚴を損する」ことになるのだと理解してもらったのである（原敬の長るべき処は、実は北京との返還交渉も密かに進めていたのである）。バルフォアはそこで日本側の言い分を確認しメモをとり、その内容を読み上げて確認した。

ところがその日の晩、米国のランシング國務長官から面会の申し入れがあり、夜の9時半にその宿舎を牧野と珍田が訪れた（『日本外交文書』大正8年3冊上「222」）。そこで交わされたやりとりというのは興味深い記録となる。双方が、相手が無謀な要求をしたという記録を残している。ランシングに至っては牧野と珍田が「ポンドの肉」を求めたとシェークスピア的な表現をしている（Wood 1922:p.116）。他方、牧野等の本国への報告は、「彼一流の露骨無遠慮な語調」で「断絶的に」日本が中国へ山東半島を返すというのに講和条約案にその期日が盛られないのはおかしいとウィリアムも同席の上迫ったとのことである。ドイツとの講和条約案にそのことが盛られるべきではないと牧野らは反論した（調書其7）。この際に重要なのは、牧野らの報告がより具体的な内容になっており、他方ランシングの記述が扇情的である（つまり記述としてはより疑わしい）ということである。牧野達が帰った後ランシングとウィリアムズは日本はいささかも妥協をしようとしないとウィルソンに報告をした。

第4節 パリにおける折衝 その2

翌々日の28日（月曜日）の午後にはフランス外務省時計の間において国際連盟に関する講和会議総会が開かれた（NHK 1986:p.173）。この会に先立つ午前、米国大使館で米英仏の三巨頭は午後の会の打ち合わせをしており、そこでロイド＝ジョージから土曜に牧野がバルフォアに語ったことが語られる。日本は「山東省を支配する意図はないと強調しています（NHK 1986:p.173）。」

そこにバルフォアが現れる。さて、ここで一つ大きな問題は、ここで彼が言ったとされることである。これまで行われてきて悪しき分析の代表ということで、『ドキュメント昭和1 ヴェルサイユの日章旗』を組上に載せたいと思う。この本はこの驚くべき過ちをしている（他方、同時に貴重な資料も掲載している）。

午後の国際連盟発足に向けての総会の打ち合わせをしている三巨頭の元にバルフォアが現れ、そこでバルフォアが一講釈してから牧野へ急ぎ送った書簡をNHK取材班は紹介している。NHK取材班はそのバルフォアが牧野に宛てた書簡を山東問題が決着した証拠だとする。このNHKの取材と番組制作は、ヴェルサイユにおける日本代表の人種問題に対する提議について一般にも広く知らしめたという意義はある。幸い、このバルフォアからの牧野への書簡については、イギリス外交資料に残っていた書簡の控えの写真を同書に掲げる（NHK 1986:p.182）。この写真掲載の原文を検討して気がつくのは、直接話法でありながら引用符ではなくthatにより引用されている部分があるということである。これは外交官同士の急いで伝達された書簡であり、出版を意図とした厳格な書式・文法に則っていない。NHK取材班はthat以下を丁寧に間接話法として翻訳しているのである。文中でyouとあるのは最初の二つが牧野伸顕で、それ以降はWilsonのことである。以下に私訳掲げる。

親愛なる牧野男爵

1919年4月28日

私に落ち度があったと言うことではないにしても、幾つかの誤解が今日の会議と貴下が最も気にかけておられる山東問題についてあったのはと恐懼しております。

今日の会議（訳注：国際連盟設立に向けた総会？）には私はでておりませんでした。たまたま山東問題が明日に持ち越されたと聞き及びました。彼等はそこに貴下に臨席をして頂きたいと望んでいます。私はこの決定を知るやすぐに、ウィルソン大統領の宿舎に行き、再び説明をしました。「ウィルソン大統領、あなたは今日の午後の全体会議で国際連盟を討議する前までに山東問題をどうにかして解決しなければならぬとお思いのことでしょう。残念なことに、今となつてはアメリカ、フランス、イギリスから来た仲間と討議する時間がありません（訳注：NHK取材班は日本は戦勝国とはいいながら、あまり発言をせずに大方のことはアメリカ・フランス・イギリスが相談して決めていたとする。NHK:pp.132-9）。しかしながら、大統領閣下はあなた（を含めた各代表）に昨日読み上げた文書の補足として私が言わなければならないことを聞いておられましたね。それ故閣下に次のように告げ（確認する）資格があります。もしも、あの場にいた皆は疑いもしていないことのはずですが、「アメリカ大統領は

こう考えておられるのだ」と私が説明したことがまさにその通りだとしたら、皆は日本と中国が恒久的な協定を結ぶことについては十全の満足を示すはずです。日本と中国が結ぶであろう協定の最も重要な点は、これは私がその場で述べたことですが、ドイツの諸権利が日本に移譲された後は、その国家主権にかかわるすべての諸権利とともに全租借地を中国に返還するということです。日本が有するのは（バルフォア）・メモに列挙された経済上の権利に止まる。日本側が求めるのは、鉄道評価や入港税・港湾税やその他通常の国際間の派生事について予防的な措置を講じることに止まる。つまるところ、門戸開放政策はその字義通りに実行に移されるのです。（NHK 1986：p. 182, Public Record Office, reference CAB29 | 37 72279 Appendix VII）

牧野さんこのように大統領に伝えましたよとのメッセージである。このバルフォア書簡の真の意味は、日本は本気で山東半島を中国に返還するつもりです、「日本が気にしているのは（一旦日本に収めた後に）いささかの名誉と最低限の経済的な権利にとどまるものと確かに伝えましたよ」という意味である。実際、翌日三巨頭は牧野ら日本全権と会い、その後も宣言案をめぐって更なるバルフォアの書簡は飛び交うことになる。

筆者のこの翻訳が正しいことは、バルフォアがメモをつくった内容を『日本外交文書』でその一部を確認できる。前出の『日本外交文書』にみる報告では26日にバルフォアがメモ書きをしている場面が報告されている。

……ことは条約取極上明定せる処にして、日本は条約明文は一字と雖も変更することを許さずと断言せり。其の間「バルフォア」は此の会談の要点を自ら箇条書体書き誌しつつありしが……大に諒解したり。……

「第一、日本は独逸の一切の権利を譲り受くることを飽くまでも主張すること。

第二、日本は日支間の条約取極は一点も変更を許さざる事。

第三、日本は支那の主権を尊重するものにして租借地を還付し、結局日本の取得するものは軍事的権利に非ずして経済的のものに止まり主として鉄道鉱山権而して既設の鉄道につきは、純然たる「コーオペレーション」未設のものに付ては借款権其他専管居留地なり」

と諒解して差支なきやと尋ねたるを以て「その通りなり」と答へたり。（『日本外交文書』大正8年「223」p. 266 下線部は筆者。）

バルフォアの書簡を見ると、牧野は原敬が伝えたかった内容をバルフォアには伝えて理解してもらっているのである。牧野の報告に見る「第一」と「第二」の主張ははなかなかに強力であるが、「第三」についてはやはり「租借地を還付し」とバルフォアに了承してもらったのである。ここまで日本の主張を理解してバルフォア外相はこのメモによりウィルソンとクレマンソーらに説明したのである。この史料も、きっと多くの日本人の研究者が読んだはずである。しかし、「租借地を還付し」との文言をなにかのレトリックであろうと意味不明か理解不能で読み飛ばしてきたことだろう。

さて、さながら日本の代弁者のようなバルフォアの登場後、その場のどのようなやりとりがな

されたのか。NHK取材班が紹介するマントウ教授の「通訳ノート」の記事から会話部分のみを抽出（省略部分は「……」とする。省略はNHK取材班の編集の意図を排除したいからである）して示す。午後からは国際連盟発足に向けての総会があり、そこで日本は人種問題を云々することも懸念されていた。この会ではバルフォアから報告を受けていたロイド＝ジョージは日本の主張に理解をさせていただこうし、クレマンソーはこれより先に牧野から事実上1918年の条約により日中関係は動いていますと伝えられて、それなら話が早いそれをウィルソンにいい給えと忠告してもらっている（牧野『回顧録』下p.197）。既に21日のウィルソンとの会見ではクレマンソーの指南に従って「山東鉄道は1918年の取り決めをもって、日支合弁の事に決し……2000万円の前渡し金を譲渡」とウィルソンにも説明もしている（『日本外交文書』大正8年3冊上「巴里講和会議」218 p.245）。クレマンソーも日本の立場を理解していた。英仏はそもそも日本の大戦中とのかかわりもあり日本支持ではあったのであるが。

ロイド＝ジョージ「それでもしわれわれが拒否したら、彼らはどうするというのだ」
 バルフォア「人種問題をまたむしかえして、抗議するでしょう」
 ウィルソン「国際連盟への参加を拒否するということまで行くだろうか」
 バルフォア「もし、山東問題で満足できなかつたら、彼らは何をするかわかりません」
 ……

ウィルソン「私は中国を見捨ててアメリカには帰れない……日本が軍事的な野心を捨て、山東省の主権を中国に返し、経済的な利益だけで満足してくれればいいのだが。もしそうすれば、私はドイツよりもいい条件で日本が権益を得るのを認めてもいい」

バルフォア「大統領、彼らはそうする、と言っています」

ウィルソン「しかし、われわれの専門家はそう分析していない」

バルフォア「日本の政治は、21カ条要求をつきつけた1915年のときとは変わっています。軍部は力を持っていません。われわれの目の前にいる日本の代表は、ヨーロッパの大国と協調できる人物です」

ウィルソン「それは結構だ。しかし、何の保証にもならない」

バルフォア「私は日本が、経済上の利益だけで満足する、という言葉質をとることができると思います。ぜひ、私に、日本代表団へ手紙を書く権限を与えて下さい。それにぜひ大統領も、今日の総会の前に日本の代表と会うのがよろしかろうと思います」

ウィルソン「そうかも知れない。いや、やめておこう。性急すぎる。私が直接会うのは明日にしよう」（NHK 1986: pp.179-81）

終盤に、総会の前に会う方がよいでしょうとバルフォアに言われて、明日にしようとするのは、ロンドンにあったバルフォア書簡の控えと対応する（…I accidentally heard that the question of Shantung was deferred until to-morrow, when they propose asking you to give them the honour of your presence.）。これで28日のバルフォア書簡が、日本の主張は大統領に確かに伝え、大統領も会われるとのことだと伝える書簡に過ぎないことが確認できる。実際この翌日の29日にも会っているのである。この内容だけでも取って午後の会議で人種平等案を差し控えようと牧野らは思

ったことだろう。NHK取材班がいうがごとく何かが決まった見返りとして人種平等案を取り下げたわけではないだろう。人種平等案は確かにカードとして扱われてもいるが、これは普遍的なテーマでありこの機会ではなくてもよかった。寧ろ山東問題こそはこの機会の日本の主張は譲れないというものではなかっただろうか。牧野らはウィルソンが翌日話を聞いてくれるというので、午後の会では意義を唱えなかったのだろう。ただ、三巨頭のうち二人までが日本の主張に理解をしているという状態であり、その意味では日本が求めたごとく、日本を介した中国への返還ということになることはこの時点で事実上決まっていたとは言える。

バルフォアが日本の代表は「1915年のときは変わっています」「協調できる人物です」とそこまで感得していた。しかし、ウィルソンは、そのことを信じるのができなかった。日本の主張の文言を何度も聞いて理解しながらも、本当にそうするのだろうかと思える。日本の主張の戸惑いが伺える。ウィルソンは21カ条の時に当時の大隈重信日本国首相に裏切られたことがあった。彼は原敬と大隈重信が全く違うタイプの間人であることが判らなかったし、不倶戴天の敵同士であることも知らなかった。原敬の大隈重信に対する弾劾演説も知らなかっただろう。

ウィルソンは、28日の時点ではまだアメリカ代表団の専門家が牧野等の主張を字義通りには受け取ることができないと言葉を濁すにとどまっていた。まだ日本が山東半島を奪おうとしているとまで判断はできなかった。おそらく日本代表の文言とバルフォアの説得に僅かな真理を感じつつも、彼の経験とアメリカ代表団の中での分析が葛藤していたであろう。この翌日の29日にあるニュースが伝えられる。これは28日の朝の会の話を本にしたと思われる。ランシングとは限らないが、28日のやりとりが米国代表団発の妄想記事として掲載されたのである。『ニューヨーク・サン』のセンセーショナルな見出しである。

29日、パリ発特電。日本は、人種平等要求という“棍棒”をウィルソン大統領や他の同盟国代表に振りかざすことによって、膠州湾に関する論争に完全なる勝利を得た。この問題のヤマ場は昨日（28日）のことであった。日本の牧野男爵は、人種平等要求の除外された連盟規約には同意できないという趣旨の、6頁に及ぶ演説草稿を用意していた。それは満場一致で国際連盟を発足させるというウィルソンの強い希望を妨げるものであった。そこで、総会の2時間前、ウィルソンは膠州湾問題について事態を一変させる内容の手紙を牧野男爵に送った（訳註バルフォア書簡か?）。これを受けて牧野男爵は演説の内容を変え、日本はもはや人種問題ををおしつけないこと、また講和会議にとどまることを表明したのである。膠州湾を得たことによって、極東における日本の覇権は確立された。（NHK 1986: pp. 187-8）

流石にこれは米国側のリークかとNHK取材班も疑っている。実際、4月28日の午前の三巨頭の会で日本が占拠し続けるのだと疑ったのは、アメリカ代表団の一部の間人に止まるのである。この記事を見ると、この記事の根拠は午後の総会の場で、日本が人種平等要求をとりあげたことがまずある。更にそれに手紙（バルフォア書簡）を送ったことが誤解されて、伝わったものであることが判る。バルフォア書簡が存在したことを知りつつも、その内容を知らずに、更にそれが重大な内容であると憶測でき（るにとどまっ）た者が発信源であろう。他の新聞の記事はまだ慎重な論調である。*New York Times*を見ると、29日発の記事で日本が中国に返還すること約束す

ることを前提に認められるのであろうか時期は不明とする記事がある。同新聞は AP 通信も掲げて併記しているがやはり同様の慎重な記述にとどまる（*New York Times*, April 30）。

この29日にもウィルソンと牧野は山東問題をめぐって協議している。『ニューヨーク サン』の記事と NHK 取材班の記述がいかに先走ったものかがよく分かる。

第5節 ウィルソンにとっての4月30日

『日本外交文書』を見れば、翌日4月30日には正式に日本の要望に沿うようになった旨が簡単に記される。その時に合意したことに基づいて日本側は5月6日に中国に山東半島は返還すると声明を出す。同様の声明は再び8月に出すことになる（これも後述）。

ウィルソンは4月30日に自身どのようなつもりで判断をしたのだろうか。これについては、ウィルソンが1919年8月6日にウィルソンが出した声明が参考になる。ウィルソンの宣言を以下に掲げる。バルフォア書簡の三カ条に相当する部分に下線部を施した。

President Wilson's Statement

The government of the United States has noted with the greatest interest the frank statement made by Viscount Uchida with regard to Japan's future policy respecting Shantung. The statement ought to serve to remove many misunderstandings which had begun to accumulate about this question.

But there are references in the statement to an agreement entered into between Japan and China in 1915 which might be misleading if not commented upon in the light of what occurred in Paris when the clauses of the Treaty affecting Shantung were under discussion. I therefore take the liberty of supplementing Viscount Uchida's statement with the following :

In the conference of the 30th of April last, where this matter was brought to a conclusion among the heads of the principal Allied and Association Powers, the Japanese delegates, Baron Makino and Viscount Chinda, in reply to a question put by my self, declared that :

"The policy of Japan is to hand back to the Shantung peninsula in full sovereignty to China, retaining only the economic privileges granted to Germany, and the right to establish a settlement under the usual conditions at Tsingtao.

"The owners of the railway will use special police only to insure security for traffic. They will be used for no other purpose.

"The police forces will be composed of Chinese, and such Japanese instructors as the directors of the rail way may select will be appointed by the Chinese Government."

No reference was made to this policy being in any way dependent upon the execution of the agreement of 1915 to which Count Uchida appears to have referred. Indeed, I felt

it my duty to say that nothing that I agreed to must be constructed as an acquiescence on the part of the Government of the United States in the policy of the notes exchanged between China and Japan in 1915 and 1918, and reference was made in the discussion to the enforcement of the agreements of 1915 and 1918 only in case China failed to cooperate fully in carrying out the policy outlined in the statement of Baron Makino and Viscount Chinda.

I have, of course, no doubt that Viscount Uchida had been apprised of all the particulars of the discussion in Paris, I am not making this statement with the idea of correcting his, but only to throw a fuller light of clarification upon a situation which ought to be relieved of every shadow of obscurity or misapprehension.

Woodrow Wilson. (Wood 1922: pp. 152-3)

ウィルソンにとっては4月30日にこの問題が決した日であったとの認識が伺える (In the conference of the 30th of April last, where this matter was brought to a conclusion...). 第一項目目 *in full sovereignty to* と記されてもいる。確かにバルフォアが伝えた内容はウィルソンには伝わってはいる。バルフォアが伝えたことを踏まえてウィルソンが判断したことが判る。しかし、問題はこの前後である。まず、冒頭で外相談話に因縁をつけるがごとく、山東問題に関わる文言が争点となっていたときにパリで何が起こっていたか (what occurred in Paris when the clauses of the Treaty affecting Shantung were under discussion) が判らないでは誤解を招くので註釈をしようという。次いで、ウィルソンは、「私が突きつけた問題への返答として *in reply to a question by myself*」としているので、自分の尽力によって牧野がここまで妥協的な装いをしてきたのだと、誤解していることが判る。中盤の三点はバルフォアのメモの内容にほぼ対応している。しかし、その次の記述がくせ者である。ウィルソンは所詮日本がよりどころとするのは1915年と1918年の条約なのであり (そのような着眼点はおそらくトマス＝ミラードの入れ知恵である)、合衆国政府はそれとは関わりは持たないと突き放していることである。厭味っぽく、よくご存じのはずの内田外相の言っていることを糺そうと云うつもりはない。世界に知ってもらいたいのだとしている (Wood 1922: p. 152)。

この史料は意図もしくは文脈が判らなければ意味不明である。これを理解するためにはウィルソンは「山東半島は中国に返します」という日本の主張を額面通りに受け取らなかったと理解する必要がある。つまり、日本がその主張とは裏腹に山東半島は事実上占領し続けるとウィルソンは捉え、更に日本の言うことを聞かなければ調印しめせんと脅され、そして狡猾な日本に騙されてしまったと捉えたのである。

牧野の交渉の仕方が拙劣ではなかったと筆者が疑うのは、説明の際に国民感情云々と複数回もちだしていることである。この期に及んでそのような言辞を弄せざるを得ないというのは、それまでの人的関係の構築がウィルソンについては失敗しているのである (ウィルソン側にも親中国的すぎる顧問がいるなどの問題があったのであるが)。国民感情云々が説得の手段として時として有効であることもあるだろう。しかし、それは日本は道理によって行動するのではなく自分勝手な欲望に基づく行動をしていると判断される危険性も伴う。このことについて、4月末の牧野を責める

のは酷である。しかし、そこに至るまでに、英米仏（伊を加えてもよいが）の首脳と意思の疎通を図るべきであったと大いに批判はしたい。実は牧野伸顕はこの8月6日のウィルソンの声明を理解できないでいた。それは帰朝後の1919年9月13日の内閣への報告で判る。

ウィルソンが日支条約を無効として青島問題を解決したる様に言うは誤解なり、但善意に解釈すれば彼は日支条約に関係なく同意したりと信じ居るものと認むべく我委員は始終一貫して日支条約の有効を唱えたるものなり（『原敬日記』1919年9月13日付第8巻326頁）。

「日支条約を無効として」とあるのは8月6日のウィルソンの声明で言及される「1915年と1918年の日中間の条約によるのであって」と呼応しているようであるが、牧野としては4月30日にウィルソンと行った会話を指している（後述）。ウィルソンは「日本は1915年と1918年の日中間の条約で事を進めるつもりだろう」と思い発言しているのである。牧野はこう理解したのだろうか、ウィルソンも日本にドイツから譲り受けてから中国に返還することについては不満もあったのだろうか、ウィルソンは「日支条約」には目をつむって日本にドイツから移譲されることを（何しろ日本から速やかに中国に返還することであるから）承諾してくれたと。私（牧野）としては成約となった条約を無視することはなりませんとさんざん力説したのですが、との意味であろう。

牧野はこの時点でもウィルソンが上院の外交関係委員会の質問にどう答えたかも知らないのである。これは *New York Times* などの一般紙にも報じられた内容でもある。ウィルソンがなにか誤解しているとは感じてはいるが、ウィルソンの皮肉が判らず（これはウィルソンの誤解に基づく皮肉であるので仕方がないと言えるが）、「善意に解釈すれば」とせいぜい理解に努めている。それで「日支条約に関係なく同意」してくれたのであろうと捉える。このような理解は論理的にもおかしく、感性的にも鈍感としか言いようがない。

この内閣への報告の一事でもって、牧野伸顕はパリ講和会議への（実質的）日本全権代表として派遣された人間としてふさわしかったのだろうかかと筆者は疑問に思う。おそらく、日本本国にいた原敬の方が幣原喜重郎を駐米大使として派遣する段階で、よりの確にウィルソンの誤解について察知していただろう。

NHK 取材班の番組制作とともに刊行された『ドキュメント昭和 1 ベルサイユの日章旗』は日本側がパリ講和会議に臨むに当たって全くの準備不足であったとする（NHK: pp. 132-9）。当時の外務省としては外務次官の幣原喜重郎が講和会議の準備をかなりしていたのである。しかし、当時としては空前の大戦争の後始末であり議事となることだけでも枚挙に正に遑が無かった。牧野も内閣への報告でそのことを説明している。英米仏は大統領・首相などが自ら参席しているから即座に断言できるが日本代表はそうもいかず、自国語を以て自由に討論し、意見を述べようとすれば即座に起立しなければ直ぐに別の議題に移るなど難儀したと報告している（『原敬日記』1919年9月13日第8巻 p. 325頁）。また、ウィルソンの14項目も出てきて（その中の国際連盟構想は前例のないもの）、外務省で次官であった幣原喜重郎が進めてきた多くの準備が無駄に終わったとも言われている（宇治田直義： pp. 50-1）。近代日本国家としてもそれまで全く未経験の、語学力と交渉力が求められた会議であった。また欧米の記者団からは何の発言もせず「サイレントパートナー」と揶揄され、会に名を連ねながら議事録に発言が記録されていないものが多いとし、ウ

イルソン、ロイド＝ジョージ、クレマンソーの三者が語らって日本は「我々の議論に少しも関心を示さない」と評された（NHK：pp.132-9）。しかし、日本側にそのような語学的なハンデがあり、米英仏伊の代表も欧州から中東にまたがる交渉で多事であっただろうが、その間を縫ってワシントン会議における幣原のごとく米英の信頼を勝ち得ておくということは必要であった。

牧野は一生懸命なだけだっただろうが、いささか硬直していただろう。そして、牧野と珍田は本国から訓令でいざとなれば調印を拒否するというのをウイルソンに伝えた。具体的には4月22日に珍田全権が「首相会談」において告げた（服部龍二 2001：p.38）。

ウイルソンが誤解をしていたということは上院の調査からも何うことができる。パリ講和会議の翌月の7月から、米国の上院ではこの山東条項が大きな問題となり、上院の外交関係委員会（the Senate Foreign Relations Committee）がウイルソンを追究することになる。8月19日にはこの委員会の面々がホワイトハウスにウイルソンを訪ねている。同日中に正式な記録ということで配布があり、*New York Times* もその内容を掲げる。

.....

ブランデー上院議員「日本に山東半島をくれてやらなければ日本に調印してもらえなかったのですか？」

大統領「そう私が判断しました」

ブランデー上院議員「そのことの影響についてあなたは知らされ知っていたとおっしゃるのですか」

大統領「その通りです」

スワンソン上院議員「大統領が、日本の全権代表が（彼らの望む山東条項が）含まれないのであれば調印を拒否するように訓令を受けていたことまでも知らされていたということも私は存じ挙げております。

大統領「その通りです」

ボラー上院議員「そして、条約が批准されて成立すると中国の権利が守られ、日本が約束通りに中国に引き渡すのだと判断したのもあなたですね。」

大統領「そうです」

スワンソン上院議員「私の理解するところによると、あなたはこの口頭の約束が実行に移されるものであると考えておられ、そして山東半島の日本への移譲に続いて中国への移譲が行われると思われていたのですね。」

大統領「順繰りに事が運ぶのではなく、後に続くのは日本の行動でしょう」

.....

スワンソン上院議員「山東のドイツ権益の移譲または再移譲は、この協定に基づき、引き続いて日本による中国への返還が行われ、この二つの移譲は滞りなく行われると。」

カリフォルニア選出ジョンソン上院議員「そう、しかし大統領閣下、あなたはもっと違うニュアンスで言及したいのでしょうか。日本がした約束がどうであろうと。ちがいますか？」

大統領「仰る通りです」（*New York Times*, August 19, 1919）

ここで重要なのは、結局ウィルソンは日本側からついで日本が山東半島を占領し続けるという文言は聞いていないと言うことである。ウィルソン自身はそう思い込んでいても、日本の全権代表が語ったのは日本は中国に返すのですからということに止まったのである。本稿はここまで原敬の決断から日本側が中国へと返還することを条件としてドイツ権益を引き継ぐと要望してきたと見てきた。そのような観点に立てば、日本が永久的に占有するつもりだと思い込み中国に勝手に告げたのはウィルソンである。ウィルソン（と彼が率いるアメリカ代表团）が日本は山東半島を奪おうとしていると誤った思い込みをもったのである。

日本はあくまでも山東半島を中国に返還するのであるという政治的決断を第一次世界大戦が休戦した時点早々に出した原敬の判断の正しさはほぼ1世紀を経た後の現在でも全く正しい。パリ講和会議に臨んだ全権代表の行動を、いささか能力に欠けた牧野をして、そのような主張の立場を貫かせたと言うことだけでも大宰相と称されるに値するだろう。他方、日本が山東半島を占領し続けるというのは、ウィルソンと米国代表の頭に巣くった妄想であった。それが証拠に上院の委員会の発した質問に対しては、思い出す限り正確な文言で答えざるを得ず、せいぜい調印拒否をちらつかされて日本はきれい事言っただけで本音は別だと匂わせるに止まったのである。

第6節 バルフォアの尽力と一時的な合意の形成

4月28日にロイド＝ジョージに対して「(日本は)は本当に(山東半島を中国に)返すのだろうか」とぼやいていたのがウィルソンである。そのウィルソンが2日後に日本は山東半島を狙っていたと判断するようになったのはどうしてであろうか。牧野が受け取った訓令以外に他の要因はあるだろうか。勿論、イタリア代表がフィウメ問題でその直前に帰国したことも考慮しないといけない。米国代表团の中で最も疑わしいのは既に回顧録を重引したランシングとウィリアムズである。駐米大使となった幣原は『ウィリアムズ』がパリ講和会議の際米国委員附顧問の地位にあり乍ら絶えず支那委員に助言を與へ之を煽動して日本に反抗する態度を執らしめたる事は蔽うべからざる事実にして、支那問題が非常なる紛糾に至りたるは少なからず彼の一派の行動に原因す」(服部 2006: p. 54, 外交史料館所蔵資料とウィリアムズの日記による)、この二人に加えて(上海からパリに行き更にワシントンでも喧伝に励んだ)ミラードらが『オセロ』のイアーゴのごとく吹き込んだものかも知れない。29日の『ニューヨーク・サン』の報道はそのような見方が米国側にあり、話として半分できあがっていたということを示すものである。

しかし、NHK取材班の記述や『ニューヨーク・サン』の報道とは異なり、まだ事態は動いていた。牧野と珍田は4月29日と30日の両日、三巨頭と会った。29日には最初ウィルソンから打ち解けた趣で日本は山東半島を返すのかと問われて、その通りですと日本側は返答した。更に、ウィルソンが日本が軍隊と警察を置いているのはどういう事かと聞き、牧野らは軍は戦時占領につき撤収するものであると返答した。ウィルソンは租借地外の鉄道に警察権を行使することはドイツが得ていた以上の権限ではないかと21カ条要求に言及して追究してきた(調書其7)。どうもウィルソンは、21カ条要求を日本は捨てるつもりはないのではと鉄道警察権を通して探りを入れているようである。しかし、このような着眼は、中国における種々の出来事に通じた、ウィリアム

ズまたはミラードの知識と知恵無くしてはありえなかっただろう。繰り返しウィルソンは21カ条要求に言及しつつ鉄道権について追究した。しかし、29日の会はバルフォアの提案にもとづき声明をだすこととなり、ウィルソンも入れるべき文言を提示した。日本全権代表は、バルフォアの案をもとに、ウィルソンの文言は載せずに、宣言案を作成しその日の午後7時にバルフォアに周旋を依頼した。その日の内に三巨頭に照会が出され、若干の文字が訂正されたものを日本代表は宣言案として受け入れられると判断したのである。

さて、翌日30日である。前夜に飛び交った文案検討にもとづき（ウィルソンも合意してなった）声明案をウィルソンが日本の同意も求めたので日本も応諾し、双方の「応答の体にて新聞に発表すること」となり、「英仏首相も本件の円満解決を喜び満足の態にて山東問題に付きては我が要求通り決した」のである。ここまで最も尽力したのはバルフォアであろう。ひょっとしたら、五四運動もおこることなく、ウィルソンがその後失墜することはなかったかも知れない（調書其7）。この時点ではこの四者に限っては（中国代表には不快であっただろうが）山東問題は円満解決となったのである。

第7節 一転しての誤解の成立

ところが、その直後である。「サイレントパートナー」と揶揄されていた日本全権がここで発言をしたのである。前日に繰り返し、21カ条要求の関連づけて、山東鉄道の鉄道警察権について食い下がったウィルソンの「底意不明にして」真意は何であったのか探らなければならない（調書其7）、とおそらく日本代表団の中で合意が成立していたのであろう。しかし、これは不用意な発言であっただろう。日本側の記録にも29日の記録として「所謂21条要求に基づく日支条約は之を認めざる主旨を仄めかしたる」とまで認識しているから、ウィルソンがもっとも関心を払っているのが日本は21カ条要求を捨てきってはいないとの疑念であるのは明らかなのである。日本側は神経を取って逆なでしようとしたとしか思えない発言をしたのである。これは「日支取極の規定を支那側に対して拘束力あらしめる」ためにもとした発言であった。それを順次見ていこう。以下のやりとりは『調書其3』によることとする。

「右『ステートメント』（公表文）に掲げたる警察取極めを支那側に於て実行せざる場合例ば支那が警察力の構成又は日本人教官の使用に助力せざる場合に於ては日本政府は1918年の取極に立ち返る（ツウ、フォール、バック）権を留保するものなることを言明し置く」。

米国と中国にとって1915年の条約と1918年の取り決めは日本が中国を支配するための道具に過ぎなかったわけであるが、やむを得ない場合にはやはり1918年の交換公文の取りきめに依拠するとウィルソンに告げたのである。この発言をしたのは珍田である。ウィルソンとしては万が一に思っていたことをぬけぬけと言われたということであっただろう。それでも、ウィルソンは新しい国際連合という枠組みで日本を説得しようとする日本側と応酬する。以下は口語訳する。

「既に国際連盟が成立し日中共に加入し日本は執行委員会に代表者を出しているのであるから、そのような場合には日本は同盟執行委員会に判断を任せるつもりはないのか」

「このような問題が委員会に送られることがあるかも知れませんが、それでも日本としてはや

はり最後の決定をするにあたっての権利を日中の特別の取り決めによることがあるかも知れないとその権利を留保させていただきたい。もし中国が忠実に履行していただければ難の問題もないことですが、中国が実行を拒絶する場合には日本の頼るべき唯一のよりどころは日中の特別の取り決めによるしかないのです」

これに対するウィルソンの反応は、21カ条要求を日本は捨てきっていないのかと思いを新たにしつつも、国際連盟は日本の側にも機能するだろうと、突如としてでてきた日本の主張に対してそのような場合でも国際的な協調の元での解決するべきと求めたものであろう。

「1915年の条約も1918年の取極も21カ条要求に由来するものであり、米政府は21カ条要求には随分悩まされたものである。従って今回の取り決めと右要求（21カ条要求）との関係が薄き程好都合である。私としては日本がこの数年の交換公文を引き合いに出してもらいたくはない。本問題を国際連盟に持ち出す場合にも戦争の威嚇によるのではなく、唯だ友好的協議の連盟執行委員会において中国に対して必要な請求をするようにしてもらいたい」

日本側は更に鉄道を警備する権限ごときに何故にこれほど確認を取らないといけないのと思いつつながら更に断言する。

「そのようなことにならないように切望いたしますが、日本にとっては中国との取り決めを無視すると言うことはできません。ウィルソン大統領は日本と中国との取り決めをお認め『アドミット』にならない。日本としては困ったことですが、日本としては中国との取り決めをによることがあるかもしれぬということを言明しておきたいのです」

日本は21カ条要求以来の要求を捨てきっていない、いやここまでそれを貫徹せんと私を謀ってきたのかとウィルソンは思ったのかも知れない。

「はっきり言って、日中間のいかなる取り決めなど認めるわけにはいかない」

ウィルソンは怒り心頭であっただろう。果たしてそれに牧野らが気がつき「底意」を理解したであろうか？ 日本側は最後にだめ押ししてもう一度言った。

「日支取極を楯とせざることの道義上の効力を除去する為め如上の陳述を為しおくものなり」

その後は、声明の出し方について、日本が強制されたような形では不都合であるので日本側が声明は出しますとし、その他の山東条項の説明をして、条約起草委員会送りとなったのである。（調書其7）

既に見たように、ウィルソンは4月30日に日本の手練手管にしてやられたとこの後認識するようになる。しかもそれは、ウィルソンには一言では言い表しきれない複雑な過程を経たものようであったが、それはこの三巨頭と日本全権の牧野と珍田が声明案について合意した後のこのやりとり以外には考えられない。ウィルソンもその日の朝までには日本の言い分も信用しようと思っていたようにも思われる。4月29日に鉄道の警察権についてうさく質問したのはおそらく、「日本の中国認識はこれで判ります、中国に返すなどというきれいな事を信じてはいけません」などと忠告していた者がいたことが伺えるが、前日来声明文の応酬で再び日本の言い分にもなびいていたようでもある。しかし、振り子が日本の側に振ったような時点で、殊更に1918年の「取極」によらないといけなことがあるやもしれませんとの、ウィルソンの出方をまさぐった日本全権の発言は、一気に「しまった日本に騙されてしまった」という思いを抱かせたのだろう。ウィルソンが振り返ってみて、ここまでの日本の交渉の仕方は巧みであった、「徹頭徹尾」中国へ

返還すると主張し続け自分までもが山東半島を日本を返すのだと信じ込まされてしまったと後悔したかもしれない。しかし、ウィルソンとしては切齒扼腕したであろうのは英仏首脳もいる前で、もう日本の要望を信じて認めてしまい、条約起草委員会送りへと決っていたのである。この合意がなった次の瞬間に、あのようなことを言い出すとは奸智恐るべきとでも思っただろうか。こう理解すると、ウィルソン大統領の8月6日の声明も理解しやすい。自分が信じた信念を曲げたと自分が誤解したところから、日本に屈したとされ上院に講和条約の批准を拒否されるという、ウィルソンの悲劇が始まる。ウィルソンにとってこの際に逆風となったのは彼が戦争中におおった戦時宣伝のメディアが、この時点でも既に29日のフライング報道のように暴走していたが、山東問題では批判的な論調に変わったことであろう。ウィルソンはおそらくアメリカが参加した国際連盟の力で山東半島を（奪った）日本からもぎ取って中国へと返還するつもりだったのだろうが、上院は講和条約の批准を拒否した。

もしこの30日の三巨頭との交渉の場に臨んでいたのが原敬であったら、力強い言葉で日本の中国政策はまったく改まっておりこれからは国際協調の元、欧米ならびに中国と協調していきますとウィルソンに答えることを最優先したであろう。21カ条要求のことを懸念していると察知すればそのことの疑念を払拭することを最優先にしたであろう。この期に及んで日本全権とりわけ珍田が宣言したのは、現実的対応とは言いうるが、中国側が鉄道警備を履行できない場合には日本は1918年の条約によらざるを得ませんということである。しかもそれは、山東半島全体の利権にかかわることではなく、鉄道警備上の権限についての留保をもとめたのである。政治家というよりは姑息な官僚的な発想である。この発言が今日までにいたる日本の汚名の正体である。

ウィルソンは大隈重信の「失政」の影にまどわされ、彼と同年の原敬が大隈重信の「失政」を改めようとしているとは気づきもしなかった。そして、原敬は外交調査会においても言及もしていたし、董頭光に語ったことを検討するとウィルソンの14項目について共感を覚えていた、山東問題に関する限り実は最も忠実な実行者だった。しかし、原敬の山東半島の還付構想は全てが14項目に由来はしていない。原敬の外交方針はある意味単純で奥深い。「……漠然たる事を言っても仕方がない。外交思想とは常識のことである」「条約には相手があるものであり」「戦争は相手が一国でもみだりにすべきではないが、ましてや二国三国を相手にするなどということなどいかなるでもできない……」そういう「単純」なものとする（原敬「外交評論」、岡崎 2000：p.102による）。外交というのは一国の思惑だけですすめられるものではない、外交には確かに相手国というものが存在し、その信条やら立場が無視できないと外交官として痛感していたのだろう。しかし、原敬としては日本の大戦中の働きをないがしろにするが如き動きや、条約のあり方そのものをないがしろにしようというのなら国際連盟には賛同できないという判断だったのであろう。更にもうひとつ当時の世界にあってあり得ないような山東半島返還構想を信じるができなかったことも考慮すべきであろう。第一次世界大戦の戦勝国の各国（含むイタリア）というのはやましいことだらけなのであるから。英仏にはサイクス＝ピコ協定があり、英単独でもバルフォア宣言（書簡）もあるし、アメリカとても米西戦争以後プエルトリコ、フィリピンを支配していたのである。イタリアに至っては未回復のイタリアが戻ってこないとなるとさっさと帰国しているのである。それら各国からしてみれば、軍事占領している土地をみすみす中国に返すと言うことは、およそありえないことであっただろう。もし、原敬の山東還付構想がパリ講和会議で順調

に手はずを整えば、無併合の模範事例となったかも知れない。

現実には、4月30日に中国代表のもとにウィルソンの使いの Ray Stannard Baker がやってきてこの日本への“award”を与えることに同意したと手短かに説明し、中国は国際連盟に守られると付け足していったのである（Wood 1922: pp. 117-8）。中国代表は、牧野等日本の代表団が繰り返し述べていた、中国へ返還するという主張を認知していた。顧維鈞は交渉の過程で日本が「一兩年の内に青島と租界地を中国に返す」と答えていたことを、ワシントン会議の時まで、そしてその後膨大な回顧録を書くまでずっと覚えていた。（『顧維鈞回憶録』 p. 225）。日本が条件付きで1～2年中に返すとしていたものを、ウィルソンから日本に山東半島をやったと伝えられた顧維鈞達はどう思ったであろうか。交渉の仕方を省みただろうか、それとも、やはり日本は山東半島を狙っていたのかとウィルソンと思いを同じくしたのだろうか。ただ後者のごとくであれば、そのことを長く記憶にとどめておくことはなくワシントン会議の時にその時のことを思い出して行動するはずはないと思われる。

以上、本稿で見て来たように（4月28日に決定がなされたとするNHK取材班と『サン』の記述は論外として）、確かに4月30日に米英仏日は山東問題について合意し決定をしたのである。しかし、この4月30日の決定でもって山東半島を日本が獲得したと捉えてきたこれまでの歴史叙述はどうあっても間違っている。飽くまでも日本を介しての中国への返還を意図したものであった。ところで、日本の山東半島占有こそは中国人（パリの代表団と本国の各階層の人々の総体）と米国代表団（の一部）が最も恐れていたことである。4月30日の決定は中国人の心情としては最善の解決方法ではなかったかも知れないが、次善の解決策であり、そこで派生していた経済的な日本の権益（日本側はそれを最小限度に後退させるつもりであった）を考えると優れて現実的な解決策であった。だが、そのような現実的な評価というのはまったくなされず、千載一遇というべき国際会議において中国側への直接返還がなされなかったことを失敗と捉え、更に日本が山東半島を奪ったという過った認識とニュースが4月30日に発生し、それは中国に伝えられ五四運動をおこした。五四運動が誤報虚報に基づくものであったとなれば、筆者も含めて五四運動を研究してきた者としては思いは複雑である。しかし、それよりも心底恐ろしく思えるのは、ウィルソンの思い違い・誤解と報道も相まって、講和会議から帰国したウィルソンは上院に追究されて果ては講和条約の批准を拒否され（同年秋10月には脳梗塞に見舞われ、政治家としてこの時点で死んだと言える）、翌年の大統領選挙では政権が共和党に移るといふ具合に徹底的に叩きのめされることになったということである。心に生じた猜疑と疑惑と誤解、そして誤った報道がこうもかつて称揚された人物を痛めつけるものであろうか。

第8節 五四運動後

ウィルソンを含む米英仏首脳らとの約束でもあったので日本のパリ代表団は、5月5日に声明をだす。山東半島は中国へ返還すべく行動するという声明である。ドイツから譲り受けることを講和条約に盛り込むことが成功したのであるから目的成就の半ばまでは達成したことになる。

5月といえはまだ中国全土で抗議運動が展開されていた時点であるが、またも原敬は（今度は

外国人記者に）山東半島は返還すべきものであるとして次のように語っている。

先頃余に面会して支那に赴きたる米人アボット来京に付面会せしが、種々話の末今日の支那騒動は全く支那のために利益ならずと思ふと云ふに付、余は支那が山東問題に付騒動するは謂われなき事なり、日本は約束通り支那に還附すべし、支那は兎角他国の力を借りて日本を圧伏せんとするは日本の許容すべからざるところたりと云ひたるにアボットは例の21ヶ條は全く支那人心悪寒を與へたるに付、何とか処置を要せられずやと云ふに付、余は在野當時に於て絶対に反対せし問題なり、去りながら条約として現存する已上は一朝之を廃棄すべきに非ざれば緩和の方法を取り居れりと云ひ……（『原敬日記』大正8年5月22日付8巻226-7頁）

「山東問題に付騒動するは謂われなき事なり」という件は、中国に返還するはずのものであり、そのことで何故騒動がおこるのかという原敬の意外な驚きを表したものであろう。またここで興味深いのは原敬も大隈重信の残した負の遺産を何とかしなければということではウィルソンと思いは同じであったということである。ところで、訓令にもあったように、山東半島はドイツから譲り受けた後は中国に返還するということがあったが、4月30日でその半ばは事実上達成したのである。その後もパリの中国の代表団は山東項目については留保してもらえないかと運動を続ける。

それで最高会議に関する限り決着を見たのであるが、支那側の運動はなかなか已まない。ますます懸命の姿で調印を拒むと言ってやまず、已むなくば山東問題の条項だけを保留してくれば調印するという次第であった。（牧野『回顧録』下p.198）

牧野はこの際に、多くの民族と国の境界を定めなければならない状態を利用して釘をさした。この保留と言うことについては中国だけがもつ不満ではないので旧知のクレマンソーを通じてウィルソンも含めて保留はなしと決した（牧野『回顧録』下p.199）。牧野にはもう中国側と話し合うつもりはなくなっていた。牧野等日本全権にそのような態度を取らせたのは、中国代表団の一部が日本を攻撃してやまなかった講和会議における行動とそれに乗じたマスコミ報道であろう。

ところで歴史的にパリで講和会議における（またはそれに連動して）山東問題が解決されることが不可能となったのは、日本が山東半島を奪ったとする誤った報道が広まったためであり、その報道によって引き起こされた五四運動のせいである。何故なら日本の返還プログラムは北京と東京で密かに同時進行中だったのである。

帝国政府は講和条約調印せられ日支両国竝独逸に対し効力を生ずるを俟ち直ちに日支両国間に本件還附に関する細目の商議を開始するべく且支那政府の希望するに於いては文書を以て之を約するも可なり旨をも回答し爾來その文書の字句に付ても内協議成立に至りたるに拘わらず其後支那全権の平和条約不調印となり本件交渉も自ずから取り消しの姿となりたりと雖帝国政府が膠州湾還附を実行せむとする誠意は支那政府に於いて誤解なきはずなり。（「第14号 山東問題と内田外務大臣の声明」）

これは当時の中華民国総統徐世昌の立場も考え公表することなく続けていた作業であった。五四運動がおこり調印が拒否されこのような話も立ち消えとなってしまったのである。この様に見ると中国代表が調印を拒否したその瞬間にこそ、パリ講和会議に於ける山東半島返還は歴史的に不可能と記される事態になったのである。

中国代表の調印拒否について、川島真は五四運動の勃発と強い関係性を認めていない。五四運動が起きる前の5月2日には既に中国代表団から調印を保留するつもりであると本国に電文を打たれていると紹介する（川島は筆者のプロパガンダに着目した旧稿も参照しているが）。中国代表団がパリで行った打ち合わせの記録をベースに中国代表の動向を記す。中国代表団の動向を分析すると調印を拒否するという選択肢については、折角出した妥協的な内容に日本が反発したことからこの調印拒否という選択肢が検討されたとする（川島 2004 : p. 255）。

日中間の山東問題も有名なものとなったが、パリ講和会議においてはヨーロッパから中東にかけて複雑多岐な問題が議題としてあった。牧野の以下の文でそれが伺える。

当事国側の意見も聴き主張も聴いたけれども、最後の決定は最高会議できめてしまって、それを条約に書き入れたのである。講和会議の最後の日にこの条約の全部を総会の議に附したとき関係国は初めて自分の国境がこうなったということを知った。関係者の身にして見ると堪ったものではない。自分らの興廃に関する問題を、承諾を得ず最高会議で決めてしまって最後の総会に掛けたのであるから、どうにも仕様がな。その時の有様が今に印象に残っているが、460カ条の条約の大半をフランスの全権タルディウが説明した。二時間も掛けてが大綱だけは説明したがこれは大変な技倆であると思った。（牧野『回顧録』下 p. 194）

議案もその時に配布され、決定の延期だけでもしてもらえないかという声に議長のコレマンソンが、誰のおかげで戦争に勝てたと思っているのだと一喝して決定を押しつけるという強引な面もあった（牧野『回顧録』下 p. 195）。慎重審議すればとても半年では終わる講和会議ではなかった。

小 結

牧野は中国側との交渉を振り返ってこう記す。

ところで当時支那側は、対日問題につき盛んに運動を継続し、アメリカなどの輿論を煽動し日本の悪評を流布し、相当高価を収めたのである。その最も努めたのは山東問題であって、日本が支那に21カ条を押しつけ、不可抗力で余儀なく調印させられたのである。支那はどこまでも21カ条を承認しないのだという態度を執って、盛んに運動に耽ったが、日本は前述のような主張で、直接に返すという態度を徹頭徹尾固執して臨んだ。（牧野『回顧録』下 p. 196）

牧野はやはり、原敬の指示に従い飽くまでも、日本から「直接」返すという立場を堅持していたのである。しかし、「徹頭徹尾」という彼の表現に、その時点の交渉ではかなり中国側との折

衝に一時骨が折れたことと、いささか硬直した彼の交渉姿勢も伺える。そこには、Young Chinaの行動原理と判断がどのようなものであったのかということについての再検討も必要であるが、ある時点で中国との折衝を牧野は拒絶した。反日攻撃で先鋭化する中国代表、その主張に引きつけられるウィルソンと米国代表団ということであれば、牧野のように中国代表を眼中におかずというのが現実的な対応であったかも知れないが、外交政策としては下の部類に属すると断じざるを得ない。何故なら日本全権代表団には後年「南京国民政府を相手とせず」と首相として断言した近衛文麿が西園寺公望の秘書として参加していたのである。結果を問えば、ウィルソンに誤解を与えたことは明確な失敗である。ワシントン会議の展開をみても明らかなように、英米側（この場合は特にウィルソン）に理解をしてもらうということが、是非に必要であった。

それにしても、悲劇はウィルソンである。ウィルソンが原敬の山東半島還付構想を理解し、山東半島の中国返還への仲介者と振る舞うことができたならウィルソンの名声は更に中国と世界で高まり歴史にその名前を刻んであろう。

牧野は回顧録で山東問題に言及し「形式に属するようであるが会議中におこった大波乱」であったとしている。この「形式に」という二字は中国へ返還しようとして交渉したはずであるのに中国への「直接返還」か日本を介した「間接返還」かで大波乱となったとの意味であろう。

参考文献

- 「暗殺当日に於る原首相の支那談」『『外国の新聞と雑誌』に見る海外論調 第1巻日本編1』柏書房 64-71頁 1997年
- 石射猪太郎『外交官の一生』中公文庫（改版）2007
- 宇治田直義（1985）『宰相列伝17 幣原喜重郎』時事通信社
- Ge-zay Wood (1922) *The Shantung Question A study in diplomacy and world politics*, New York etc. Fleming H. Revell Company.
- NHK”ドキュメント昭和”取材班（1986）『ドキュメント昭和 1 ベルサイユの口章旗』
- 衛藤藩吉（1959）「現代アメリカの内政と外交」『高木八尺先生古稀記念』東京大学出版会 1959（「南京事件と日米」として『東アジア政治史研究』pp.149-176 東京大学出版会 1968〔第3刷〕1979年に所収）
- O'Connor, Peter (2001) “Informal diplomacy and the modern idea of Japan”, *Japan Forum*. 13-1, p. 31.
- 外務省『日本外交文書』大正8年第3冊上「巴里講和会議」
- 「214 青島還附に関する日本政府の方針は変更の余地なき旨回訓の件」
- 「217 青島還附に関する我が主張入れられざる場合に対する訓令の主旨は講和予備条約自体に調印見合せの義と解し措置すべき旨回電の件」
- 「218 牧野珍田両全権米国外務大臣と山東問題を討議の上我が主張の支持を要請したる件」
- 「222 膠州湾問題に関し米國務卿ランシング氏と意見交換の件」
- 「223 山東問題に関し、牧野珍田両全権英国外相と懇談して先方の疑念を氷釈せしめたる件」
- 川島真（2004）『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会
- 顧維鈞『顧維鈞回憶録』第1分冊 中華書局出版 1983
- Crow, Carl (1937) *I Speak for the Chinese*. New York: Harper. London: Hamish Hamilton, 1938. 3rd ed., Harper, 1939.
- (1944) *China Takes Her Place*. New York: Harper.
- 幣原喜重郎『外交五十年』原書房 1974

- 幣原喜重郎「ワシントン会議の真相」宇治田直義『宰相列伝17 幣原喜重郎』時事通信社 pp. 55-73.
- 清水秀子「山東問題」『新版日本外交史辞典』外務省外交史料館 1992
- パウエル, ジョン・B. 渡部昇一監修, 中山理訳『在支二十五年 米国人記者が見た戦前のシナと日本』
（原著 Powell. John B., *My twenty-five years in China*. Macmillan, 1945）
- 服部龍二（2001）『東アジア国際環境の変動と日本外交1918-1931』有斐閣
- 服部龍二（2006）『幣原喜重郎と二十世紀の日本 外交と民主主義』有斐閣
- 原敬『原敬日記』8巻, 9巻 乾元社 1950年
- 萬里閣編輯局（1928）『帝国議会雄弁史』〔第7版〕萬里閣書房
- 松村正義（2002）「ワシントン会議と日本の広報外交」『外務省調査月報』No.1 pp.47-76.
- 山腰敏寛（1994）「アメリカの対中宣伝活動と五四運動」（無窮会『東洋文化』復刊73号 49-63頁）
- 山腰敏寛（1999）「五四運動與美國對於中國宣傳活動再論」『五四運動八十週年學術研討會論文集』年6
月国立政治大学文学院（中華民国）
- 山腰敏寛（2002）『ミラーズ・レビュー』誌上の五四運動 エドガー＝スノー登場前史』『立命言語文化
研究』第14号2号 75-103頁
- 山腰敏寛（2004）「中国におけるウィルソン主義の宣伝と五四運動」『現代中国研究』14・15（合併）号

Website: アジア歴史資料センター (<http://www.jacar.go.jp/>)

B03030291600 「第14号 山東問題と内田外務大臣の声明」

B03030019000 「大正8年9月15日調／3米国」

B02130273500 「1919年巴里講和会議の経過に関する調書 其7」

President Wilson's Misunderstanding Regarding the Shandong Problem

— Hara Takashi's determination and his handover design
of the Shandong Peninsula to China —

Abstract

The Japanese Premier Hara was a critical foe to infamous Okuma Shigenobu, who had issued 21 demands and tried to force it to China. Hara Takashi had determined and decided that Japan should return the Shandong Peninsula to China as early as November, 1918, the same month of the signature of the truce treaty to the great war. That was before the Paris Conference. The Japanese delegation to the Conference actually acted based upon Hara's decision. The very controversial point regarding the Shandong problem between the both delegation Japan and China was the "direct return from Germany", or the "indirect return by way of Japan". China side probably could not believe "indirect return", and believed that they had owned proper right to bring back the Peninsula as a victory-side country. The Japanese side also wanted to back to the Peninsula based upon two treaties of 1915 and 1918. In fact, the both treaty literally provided the return of the Shandong Peninsula. For Okuma Shigenobu, this was merely an imperialist's rhetoric, but for Hara, who wanted to clean up bad reputations about Japan, the provisions were the basis of his decision. Besides the literal provisions, the Japanese delegation adhered the "indirect return," because many of Japanese assets had been made in the peninsula. Therefore, what Japan wanted was merely modest economic rights and negotiations with China in which Japan would minimize their excessive imperialistic demands. But, barriered by Chinese delegation's aggressive talks and Wilson's misunderstanding, the Japanese delegation had failed to communicate with both delegations of the China and the United States. Especially Wilson misunderstood that Japan wanted to secure the Peninsula permanently, despite the repeated claim of the Japanese delegation.

The Washington conference had been another chance for the Japanese government to communicate with the United States and China. With incredible Shidehara Kijuro's effort and character, the controversial Shandong dispute settled as Hara had expected, who had died already in 1921 just before the Washington Conference.